

令和6年第2回雫石町議会定例会

教育施策方針演述

雫石町教育委員会

本日、ここに令和6年雫石町議会3月定例会が開会されるにあたり、令和6年度の雫石町教育行政推進の基本的な考え方と施策の概要について、総合教育会議での議論を踏まえた所信を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

(はじめに)

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、これまで制限されてきた様々な教育的活動を再開し、児童生徒の健康、安全を第一に教育行政を推進してまいりました。

特にも、学校教育においてはコロナ禍の影響や、情報化の急速な進展の中で、今日の学校が直面している課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざし、ICTを活用した学びの推進など「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて取り組んでまいりました。

社会教育においては、コミュニティ・スクール等を生かした地域の連携・協働による教育活動の充実など「地域とともにある学校づくり」を推進してまいりました。また、町内各文化施設、社会体育施設において、町民の様々な文化・スポーツ的行事等を再開し、併せて鶯宿スポーツセンターを核として令和5年4月にオープンした「いわて雫石アーチェリーセンター」等の施設により、文化・スポ

一ツ振興を進めてまいりました。

令和6年度は、これまで以上に、皆様からのご支援、ご協力を賜りながら、5年目を迎える雫石町教育振興基本計画の着実な推進に努めてまいります。

具体的には、将来を担う子どもたちが自ら夢や希望、目標を持って自己実現できるように「確かな学力」の「知」、「豊かな心」の「徳」、「健やかな身体」の「体」の他に、「公共心」や「社会参画意識」、「規範意識」をもって地域で活動する「公」を加えた、雫石独自の「知・徳・体・公」の調和のとれた「生きる力」を育てていくための諸施策を展開してまいります。

また、町民一人ひとりが、自ら高い志と意欲をもって、健康で充実した人生を創造できるよう、学校教育課・生涯文化スポーツ課が一体となって、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」の実現に向け、本町教育の振興に取り組んでまいります。

それでは、以下、令和6年度の主要な施策を申し述べます。

(主要施策 I 知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進)

まず、知・徳・体・公の調和のとれた教育の推進について申し上げます。

(1 確かな学力を育む教育)

最初に、確かな学力を育む教育についてであります。

児童生徒の一人ひとりの可能性を引き出しながら、学ぶ意欲を高め、「確かな学力」を保障するための「わかる授業への取り組み」を進めてまいります。そのためには、教員の指導力の向上が重要であり、小学校1年生から中学校3年生まで全学年で一人ひとりの学力状況を経年で把握できる調査体制等を整えながら、学習内容の確実な定着に繋がるよう「わかる授業」への改善に取り組みます。併せて、良好な学びの場となる学級集団を形成するために、学級集団や児童生徒個々の状況を的確に把握する調査も継続し、よりよい学級づくりを支援してまいります。

続いて、ICT教育については、「GIGAスクール構想」に基づき、令和3年度より児童生徒に一人一台タブレット型パソコンを配備しており、令和5年度からは、新たに町単独でICT支援員を2名配置し、ICT端末を活用した授業支援を行うなど、学習内容に沿った効果的な活用の支援に取り組んでまいりました。

令和6年度では、児童生徒がタブレット型パソコンを自宅に持ち帰り、児童生徒個々に応じた家庭学習の習慣化を重点的に行ってまいります。

次に、特別支援教育については、児童生徒の発達障がい等への認

識が進む中、その専門性の一層の向上を目指し、教職員研修の実施や専門家による発達支援訪問指導等の充実を図ります。また、町教育支援委員会を年3回開催し、就学前児童をはじめとし、義務教育終了までの児童生徒のきめ細かい就学指導を関係機関と連携をしながら、適正な就学指導を進めてまいります。併せて、各学校には児童生徒が安心して学ぶための支援として町独自で学校支援員を適切に配置しており、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を継続して進めてまいります。

(2 豊かな心を育む教育)

次に、豊かな心を育む教育についてであります。

児童生徒一人ひとりに命の大切さを基盤とした道徳性と人権意識を身に付けさせるため、道徳教育や特別活動の充実を図ります。

また、不登校対策については、中学校に町独自の教育相談員や適応相談員の配置を行い、不登校児童生徒をサポートする中学校教育支援センターの運営を充実させてまいります。併せて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる相談体制の充実や「居場所づくり」、「絆づくり」など児童生徒が良好な人間関係づくりができるよう校内体制の充実を図り、学校不適應の未然防止やその早期解決に努めてまいります。

いじめ問題については、「自他の生命尊重」を基盤としたいじめの起こりにくい学校、学級の風土づくりに取り組むことや、いじめに対しての積極的認知や早期の組織的対応に努めるとともに、教職員の資質能力の向上を図る校内研修の充実に努めてまいります。

また、スマートフォン等の過度な利用による心身への影響を踏まえ、児童生徒に基本的な生活習慣を身に付けさせるため、家庭、地域、関係機関とさらに連携しながら、適切な利用に関する普及啓発に取り組み、情報モラル教育を推進してまいります。

(3 健やかな体を育む教育)

次に、健やかな体を育む教育についてであります。

運動能力状況調査により本町小中学生の実態を十分に把握し、日常の学校生活における運動量の確保を目指すとともに、体育科授業での指導方法の工夫改善と中学校部活動等による体力向上に継続的に努めてまいります。

また、健やかな体づくりの大きな要素である学校給食については、雫石町独自の自校式給食の強みを生かした食育指導の充実に努めるとともに、地元農畜産物の利用率を高め、農業や食文化への理解を深めてまいります。併せて学校給食費 2 分の 1 軽減や「公会計化」を継続してまいります。

児童生徒の肥満防止対策としては、引き続き「希望郷いわて 元気・体力アップ60（ロクマル）運動」に取り組むとともに、冬期間の運動不足解消のため、町独自に「雫石っ子体力向上事業（縄跳び運動）」を継続して実施してまいります。

（4 「雫石らしさ」を生み出すための地域に信頼される学校づくり）

次に、「雫石らしさ」を生み出すための地域に信頼される学校づくりについてであります。

ふるさと雫石への誇りと愛着を持つことができる子どもを育てるため、令和3年度から各小中学校に「コミュニティ・スクール」を導入しております。学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な取り組みを進めるとともに、地域学校協働活動推進員が各学校の活動をコーディネートし、地域との連携・協働による学校づくりに取り組んでまいります。

（主要施策 II 児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備）

次に、児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができる教育環境の整備について申し上げます。

はじめに、通学路の安全対策については、スクールガードの見守り活動や通学路等安全推進連絡協議会を開催し、関係機関と合同による通学路等の危険箇所の点検調査の実施など、危険箇所の把握と防犯面での連携強化を図りながら登下校時の安全確保に努めてまいります。

次に、施設改修面については、今年度も御明神小学校の屋外運動場整備等の施設改修を進めることが出来ました。令和6年度は、西山小学校の屋根改修工事を予定しております。改めてこれまでの議員各位をはじめ町民の皆様のご支援に感謝を申し上げます。

また、感染予防対策については、昨年5類に移行された新型コロナウイルス感染症をはじめ、インフルエンザの感染対策を継続するとともに、児童生徒が健康で心豊かに安全安心な学校生活を送ることができるよう取り組んでまいります。

雫石高等学校の教育振興につきましては、「雫石高校将来ビジョン」に基づく事業の一層の推進に努め、中学生やその保護者、地域住民に郷土芸能委員会の活動をはじめとする雫石高等学校の生徒活動を広く周知し、雫石町の魅力ある県立の高等教育機関となるよう支援を行うとともに、雫石高等学校の存続に向けた支援に積極的に取り組んでまいります。特にも「中高連携」により、中高校生が共に学び合える場として「公営塾」を引き続き開設し、進路実現と基

礎学力の向上につながるよう支援をしてまいります。

また、「虹色コンパス」などのキャリア教育支援事業のさらなる充実に向けて、地域に根ざした魅力ある学校となるよう関係課と連携協力して取り組んでまいります。

教職員の働き方改革に基づく環境づくりについては、雫石町教職員働き方改革プランに基づき、令和6年4月からは、統合型校務支援システムを導入し、教員の業務改善が図られるよう取り組んでまいります。また、雫石町立学校教職員衛生委員会を年3回開催し、校長会、副校長会や関係機関との意見交換を密に行い、教職員がやりがいをもって子どもに向き合うことができる学校教育環境の整備を進めてまいります。

(主要施策Ⅲ 生涯学習社会の推進)

次に、生涯学習社会の推進について申し上げます。

(1 生涯学習の推進と充実)

最初に、生涯学習の推進と充実についてであります。

グローバル化、情報化、高齢化など急速な社会の変化により、町民の生活様式も大きく変化し多様化しております。町民が生涯を通じて学びたいことをそれぞれの手段や方法で楽しく学び、生きがい

のある心豊かな生活につなげられるよう町民のニーズに合った生涯学習及び生涯スポーツメニューによる各種講座等を実施し、いつでも、どこでも、だれでも学べる多様な学習の機会を提供してまいります。

（２ 学校と家庭・地域との協働の推進）

次に、学校と家庭・地域との協働の推進についてであります。

令和３年度に設置して以来４年目となる「コミュニティ・スクール」では、学校と家庭・地域が連携、協働し、子どもたちの学びや育ちを地域ぐるみで見守る「地域学校協働活動」との一体的な取り組みを社会教育指導員、地域学校協働活動推進員が中心となり、指導助言や地域と学校との連携、活動等を支援してまいります。

このほか、平成１６年度より取り組んでいる富士市と雫石町との少年交流事業について、令和６年度は、富士市より小学５，６年生を雫石町に迎え、森のしずく公園献花拝礼やアーチェリー体験等の交流事業を通して富士市との少年少女の友好を深めてまいります。

（３ 図書館機能の充実と読書活動の推進）

次に、図書館機能の充実と読書活動の推進についてであります。

図書館は、地域における生涯学習と文化の創造に中核的な役割を

担っており、今後とも、産業振興や調査・研究、レクリエーションなど、多様な町民ニーズに対応した適切な資料や情報の提供を行うとともに、各種おはなし会の開催や乳児とその保護者を対象としたブックスタート事業を継続するなど、幼児・児童生徒及び幅広い世代が読書の楽しさを実感しながら生涯にわたって読書に親しむ習慣を作ります。また、各世代の読書ニーズに合った図書の選定やレファレンスを行うなど、町民の生涯学習の環境づくりのため、読書に親しめる居心地の良い空間づくりと利用者の利便性の向上に努めてまいります。

(主要施策Ⅳ スポーツによる地域活性化の推進)

次に、スポーツによる地域活性化の推進について申し上げます。

(1 多様なスポーツ活動の推進)

最初に、多様なスポーツ活動の推進についてであります。

平成29年3月に「雫石町スポーツ推進計画」を策定し、「すべての町民がスポーツを通じて生涯健康で心豊かに暮らせるまち しずくいし」を基本理念として進めてまいりましたが、町の教育振興基本計画期間との整合性を高めるため「雫石町スポーツ推進計画」も、1年繰り下げ令和6年度が最終年度となるよう計画の実績を検証しながら、今後の雫石町スポーツ振興がさらに推進されるよう取り組

んでまいります。

また、「鶯宿温泉スポーツエリア」は、基本理念である「スポーツと地域振興のための拠点の形成」を掲げ、目指すべき姿である「町民のスポーツ環境の向上」、「スポーツによる交流人口拡大で地域の賑わいと活力の創出」の実現を目指しているところですが、「鶯宿温泉スポーツエリア整備計画」を「鶯宿温泉スポーツエリア振興計画」に統合し、地域住民等の地域関係者や関係機関を交えた協議を行いながら振興計画をより充実したものにしております。

旧南畑小学校校庭に整備いたしました「いわて雫石アーチェリーセンター」等の施設につきましては、「鶯宿温泉スポーツ拠点施設」として一体的な運営を図りながら、合宿や大会誘致に努め、アーチェリー競技、トランポリン競技等の普及に積極的に努めてまいります。併せて、中・長期的な視点で持続可能な運営体制を目指し、スポーツによる地域振興のための拠点整備を進め、交流人口の拡大や地域のにぎわい創出に取り組んでまいります。

このほか、「生涯健康で幸せなしくいし」を目指し、関係課と連携した生涯健幸プロジェクトの一環として取り組んでいるフィットネス事業も継続して取り組み、健康寿命の延伸、メタボリックシンドロームの解消、介護予防や生きがいづくりを目的として、運動を核とした町民の健康づくりを進めてまいります。

(2 競技スポーツの推進と交流)

次に、競技スポーツの推進と交流についてであります。

競技スポーツの推進に向けては、競技力向上のためにも幼少期から運動に親しみ、発育発達に応じた指導を行うことが重要であることから、スポーツ団体の活動や指導者育成の支援を行うなど、多様な目的、年齢に対応したスポーツ機会の創出に向け、各種競技大会の開催や上位大会への選手派遣の支援に取り組めます。

また、「いわてスポーツコミッション」や「盛岡広域スポーツコミッション」等とも連携し、各種競技のスポーツ合宿・大会誘致活動に積極的に取り組み、スポーツによる交流人口の拡大に努めてまいります。

(主要施策Ⅴ 文化芸術活動の推進と歴史文化の保存と継承)

次に、文化芸術活動の推進と歴史文化の保存と継承について申し上げます。

(1 文化芸術活動の活性化)

最初に、文化芸術活動の活性化についてであります。

町民の自主的・主体的な創作活動や文化芸術団体の活性化を図り、生きる喜びと創造性や感性を育むために、総合芸術祭や町民劇場な

ど芸術文化活動の成果を発表する場を設け、関係団体等と連携して取り組んでまいります。

また、より多くの町民が質の高い優れた文化芸術に触れ、音楽のすばらしさを実感することができる事業として、令和6年度も継続して東京藝術大学合宿招聘事業の実施に向け、準備を進めてまいります。

（2 文化財の保存・継承及び活用）

次に、文化財の保存・継承及び活用についてであります。

時代を超えて町や地域の象徴として親しまれ、保存継承されてきました有形・無形の文化財は、今後も後世に引き継がれるよう、関係団体等と連携を深め、調査、研究や発表の場を引き続き設けながら、保存、継承及び伝承活動を支援してまいります。

また、令和7年度には節目の町勢70周年を迎えることから、これまでの雫石町の発展をまとめ、後世に新しい雫石町の創成を見出す目的をもって雫石町史第3巻の編纂に当たることとしております。

また、町の歴史や文化を後世に伝えていくために、歴史民俗資料館の活用を促進し、郷土史団体と連携して郷土の歴史を学ぶことができる講座や教室の開催にも継続して取り組んでまいります。

(むすび)

以上、令和6年度における教育行政の基本的な方針と施策の概要について申し上げます。

教育は「未来」を創るものであり、また、子どもたちは未来へのかけがえのない希望であり、活力でもあります。子どもたちが、自分の将来をしっかりと見据え、夢と志をもって力強く生き抜いていくことができるよう、「生きる力」を身に付けさせることが教育の役割であり、使命であります。

そして、豊かな人間性の育成やふるさと雫石を愛する心の育成が、やがて本町を支えていく優れた人材に成長していくことを確信しております。

また、誰もが学ぶことによって得た知識や技術、経験が「生きる力」となり、これまでの郷土の歴史や文化に触れることで、心豊かなすばらしい生涯を送ることができると思います。

そのためにも、令和6年度で5年目を迎える「雫石町教育振興基本計画」に基づき、「ふるさと雫石への誇りと愛着を育てる教育」を目的とした雫石の教育推進のために、より一層、学校、家庭、地域及び行政が一体となり、安全安心な教育環境の整備に努め、雫石の未来を担う人づくりを目指すこととし、以上の教育施策に着実に取り組み、その重責を果たしてまいります。